高 知 市

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

令和３～５年度

（2021～2023 年度）

令和３年３月

高知市

はじめに

高知市長　岡﨑　誠也

近年のわが国における障害者福祉施策は，平成 25 年 4 月の障害者総合支援法施行や，平成 28 年の，成年後見制度の利用促進に関する法律の成立のほか，障害者総合支援法，発達障害者支援法，児童福祉法の改正など様々な法整備が行われています。

また，令和２年６月に公布された改正社会福祉法では，障害のある人や高齢者，子ども・子育てなどの属性や世代にかかわらず相談を受け止め，関係機関と協働し，包括的な支援体制の構築や地域づくりを進めていくことが掲げられました。

このように，国におきましては，「地域共生社会」の実現という大きな目標に向け，障害福祉分野のみならず，他の分野においても様々な施策が進められているところです。こうした動向をふまえ，「障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を基本理念としまして，「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定しました。

この計画は期間を令和３年度から３年間としており，全ての人が共生できる地域社会の実現をめざし，障害の種別や年齢にかかわらず，障害のある人の夢や希望の実現に向けて，必要な支援を受けながら，地域社会の一員として様々な活動に広く参加していくことができる総合的な取組を，PDCAサイクルを回しながら着実に進めていくこととしています。

本計画がめざす目標の実現に向けては，それぞれの地域で，相互の理解を深め，地域・福祉・教育・医療など関係者が連携して取組を進めていくことが重要と考えておりますので，より一層のご理解，ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に，本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました高知市障害者計画等推進協議会の委員の皆様並びにアンケート，意見交換会及びパブリックコメントなどで貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に，心から感謝申し上げます。

令和３年３月

目次

第1章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨・背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

３　「障害者計画」と「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の関係 ・・・・・・ 5

４　計画の期間 ・・ 6

５　計画策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章　高知市の障害のある人の現状と前計画の実施状況

１　障害者数等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

１－１　身体障害者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

１－２　知的障害者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

１－３　精神障害者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

１－４　難病 ・・ 16

２　前計画期間における重点施策の実施状況について ・・・・・・・・・・・・・ 17

２－１　新たな相談支援体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

２－２　生活支援サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

２－３　適性に応じた就労と職場定着への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

２－４　保育・教育における集団生活のなかでの
一人ひとりの発達に応じた支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

３　取り組むべき主な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3章　計画の基本的な考え方

１　基本理念 ・・ 21

２　基本方針 ・・ 22

３　計画の推進のために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章　障害者計画の施策体系

１　施策体系 ・・ 25

２　重点施策の概要　…………………………………… 26

第5章　具体的施策
１　保健・医療の充実　………………………………… 27
１－１　健康的な生活習慣づくり　…………………… 28
１－２　保健・医療・福祉の連携　……………………… 29
２　療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実　………… 34
２－１　子どもの成長過程に応じた支援体制の強化　……………… 36
２－２　早期発見・早期療育システムの充実　………………… 38
２－３　就学前の子どもの支援の充実　……………………… 40
２－４　就学期の子どもの支援の充実　……………………… 41
３　地域生活支援の充実　………………………………… 43
３－１　相談支援体制の充実　……………………………… 44
３－２　地域生活支援サービスの基盤整備　………………… 47
３－３　精神障害者の地域生活実現のための支援　……………… 50
３－４　社会参加・いきがいづくりの促進　………………… 52
３－５　権利擁護の推進　…………………………………… 54
４　多様な雇用と就労の促進　…………………………… 56
４－１　適性に応じた就労と職場定着への支援　……………… 57
４－２　障害者雇用に関する企業等への理解の促進　……………… 59
５　啓発の充実　………………………………………… 60
５－１　地域共生社会の理解促進　………………………… 61
５－２　障害への正しい理解と偏見・差別の解消　……………… 62
５－３　成人の発達障害のある人への理解と支援促進　…………… 64
６　生活・社会環境の充実と安心安全のしくみづくり　……………… 65
６－１　住居，交通，まちづくり，情報に関するバリアフリーの推進　…… 66
６－２　災害時の支援体制の構築　………………………… 70
６－３　新型コロナウイルス等感染症対策　………………… 72

第6章　障害福祉サービスを円滑に推進するために

１　障害福祉計画・障害児福祉計画 …………………………… 73
１－１　趣旨 ……………………………………………… 73
１－２　「障害者計画」と「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の関係 74
１－３　成果目標・サービス見込量 ………………………… 75
２　成果目標 ………………………………………………… 76
２－１　福祉施設入所者の地域生活への移行 ………………… 76
２－１－１　福祉施設からの地域生活への移行者数 …………… 76
２－１－２　施設入所者数 …………………………………… 77
２－２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ……… 78
２－３　地域生活支援拠点が有する機能の充実 ……………… 78
２－４　福祉施設から一般就労への移行等 …………………… 79
２－４－１　一般就労への移行者数 …………………………… 79
２－４－２　就労定着支援利用者数 …………………………… 80
２－４－３　就労定着率（就労定着支援事業による就労定着率） …… 80
２－５　障害児支援の提供体制の整備等 ……………………… 81
２－６　相談支援体制の充実・強化等 ………………………… 81
３　サービス見込量 ………………………………………… 82
３－１　障害福祉サービスの見込量 …………………………… 83
３－１－１　日中活動系 ……………………………………… 83
３－１－２　居住系 …………………………………………… 94
３－１－３　訪問系 …………………………………………… 97
３－２　障害児通所支援の見込量 ……………………………… 102
３－３　相談支援の見込量 ……………………………………… 108
３－４　地域生活支援事業 ……………………………………… 113
３－４－１　地域生活支援事業について ……………………… 113
３－４－２　地域生活支援事業の見込量について ……………… 119

資料

１　計画の策定経過 ………………………………………… 123

２　計画の点検･評価　……………………………………………　124
３　高知市障害者計画等推進協議会委員名簿　…………………　124
４　ニーズ調査　………………………………………………　125
５　用語の説明　………………………………………………　127
本文中の※印が付いた言葉は，このページをご参照ください。

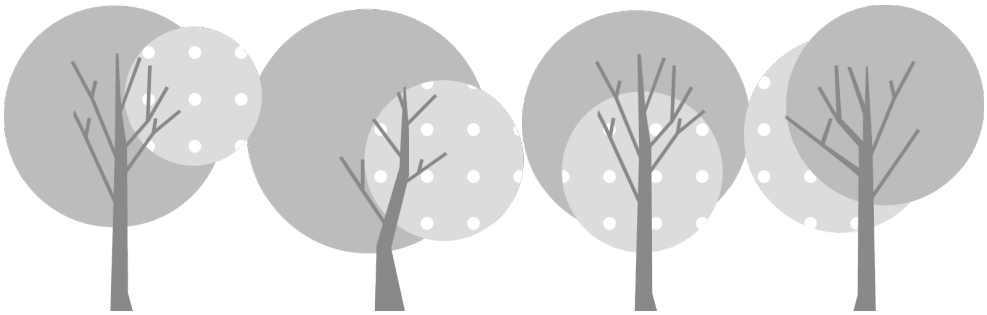

第1章

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨・背景

（はじめに）

国においてはこれまで，「障害者基本法」の改正（平成23年公布・施行），「障害者自立支援法」の改正（平成25年度より障害者総合支援法として施行），「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）の制定（平成23年公布・平成24年施行），「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定（平成25年公布・平成28年施行），「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（同），「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）の改正（平成25年公布・平成26年施行）等，障害者施策に関する法律の整備が行われてきました。そして，平成26年１月，障害者の権利及び尊厳の保護・促進の観点から，国際連合の「障害者の権利に関する条約（以下「条約」という。）」を締結しました。

その後も，「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立（平成26年公布・平成27年施行），「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年公布・施行），「発達障害者支援法」の改正（同），障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成28年公布・平成30年施行）等，様々な制度改革が行われ，近年，障害者施策を取り巻く状況は大きく変わってきています。

特に平成30年施行の障害者総合支援法の改正では，障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう，「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や，高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が盛り込まれています。

また，障害のある子どもへの支援について，ニーズの多様化にきめ細かく対応するため，支援の拡充を図るほか，サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことも趣旨として明記されています。

近年，一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050 世帯や，介護と育児のダブルケアなど）や，世帯全体が孤立している状態のように，地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で，従来の分野別の支援体制では，複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となっています。

こうした状況の中，令和２年６月には，「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され，市町村が，住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため，市町村が創意工夫をもって円滑に実施できるよう，相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和３年４月から法定化されます。

今後，「地域共生社会」の実現に向け，地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや，専門的な支援を要する者に対して，各関連分野が共通の理解に基づき協働する，包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組が求められています。

（国・高知県の障害者施策に関する計画）

国は，平成 30 年に「第４次障害者基本計画（平成 30（2018）年度から５年間）」を策定し，障害の有無にかかわらず，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし，各分野の施策に共通する横断的視点として，①条約の理念の尊重及び整合性の確保，②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※の向上，③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援，④障害特性等に配慮したきめ細かい支援，⑤障害のある女性，子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援，⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進を掲げています。

また，第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画（令和３～５年度）では，主なポイントとして，①地域における生活の維持及び継続の推進，②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築，③福祉施設から一般就労への移行等，④「地域共生社会」の実現に向けた取組，⑤発達障害者等の支援の一層の充実，⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備，⑦相談支援体制の充実・強化等，⑧障害者の社会参加を支える取組，⑨障害福祉サービス等の質の向上，⑩障害福祉人材の確保を挙げています。

高知県は，前計画（平成 15～24 年度）を経て，高知県障害者計画（平成 25～34 年度）を策定し，基本理念としてノーマライゼーション※を掲げ，施策の基本的方向として，①ともに支え合う地域づくり，②安心して暮らせる地域づくり，③いきいきと暮らせる地域づくり，④南海地震等の災害への備えを挙げています。

また，障害福祉計画について，第５期高知県障害福祉計画・第１期障害児福祉計画（平成 30～平成 32 年度）を策定し，方向性として，①「共生社会」の実現，②「高知型福祉」の実現を挙げています。

（本計画の趣旨）

本市では，平成５年度に最初の高知市障害者計画を策定して以降，数回の改訂を経ながら障害者施策の充実に努めてきました。また，平成 18 年度には，障害者自立支援法に基づく高知市障害福祉サービス計画を策定し，福祉サービスの計画的な基盤整備の実施に取り組むとともに，平成 21 年度から，高知市障害者計画・障害福祉計画として両者を一体的に定め，３年毎に改訂を重ねてきました。

更に平成 30 年度からの児童福祉法に基づく高知市障害児福祉計画も一体的に定め，本計画では，障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定しています。

本計画は，前述のように大きく変わる障害者施策を取り巻く状況や，本市の障害のある人を取り巻く現状を踏まえた上で，障害のある人の自立や社会参加をはじめとする総合的な支援の充実を図るために策定し，新たな施策を推進していくものです。なかでも，生活支援や就労支援，障害児支援等について，重点的に取り組むこととします。

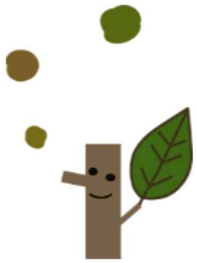

2 計画の位置づけ

高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は，高知市総合計画を上位計画とし，高知市地域福祉活動推進計画，高知市高齢者保健福祉計画，高知市子ども・子育て支援事業計画等，関連する保健福祉計画との整合性をもって策定しました。

障害者計画は，障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第3項に基づき，障害者施策全般の取組方針を示したものです。

また，障害福祉計画は，障害者総合支援法第 88 条に基づき，障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を図るために策定したものです。

そして，障害児福祉計画は，児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に基づき，障害児通所支援及び障害児相談支援等の基盤整備を図るために策定したものです。

本市では，高知市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画として，一体的に策定しました。

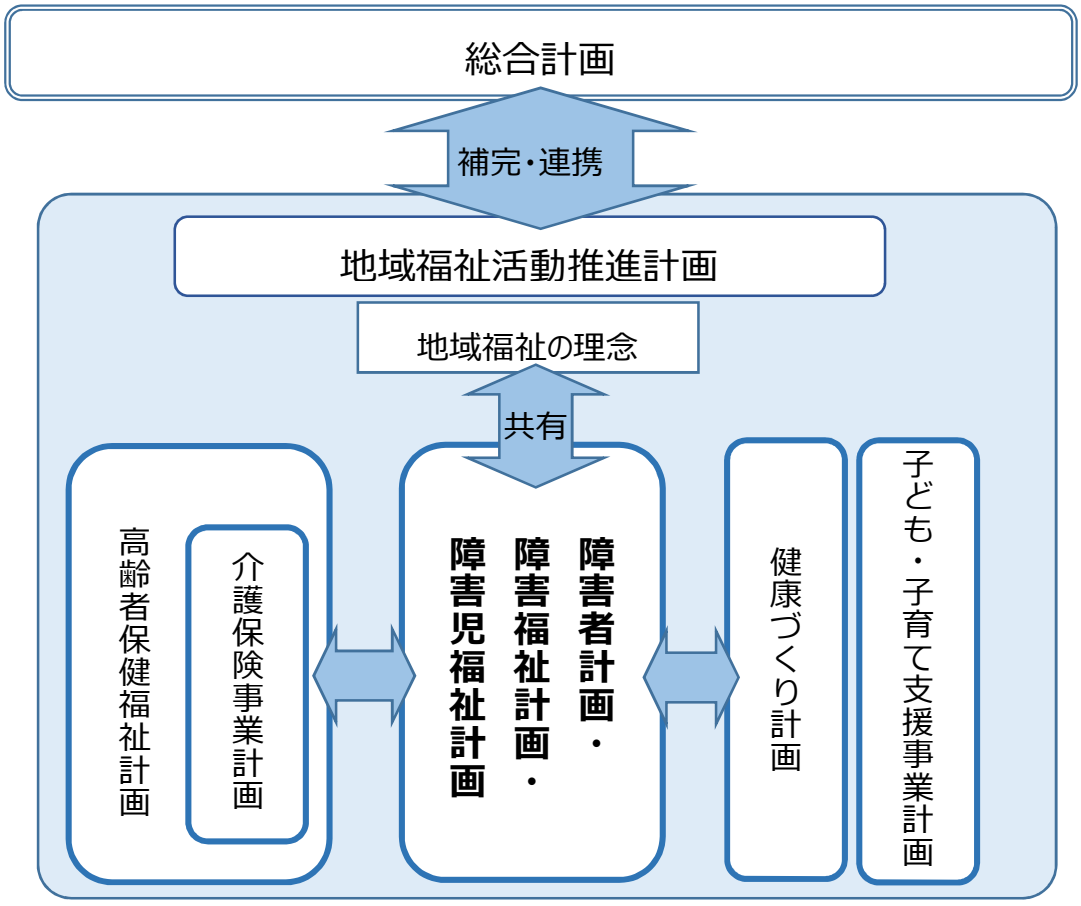

3 「障害者計画」と「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の関係

根拠法は異なりますが，お互い関連しており，特に障害者計画の「地域生活支援の充実」の部分において関連性が強い形となっています。

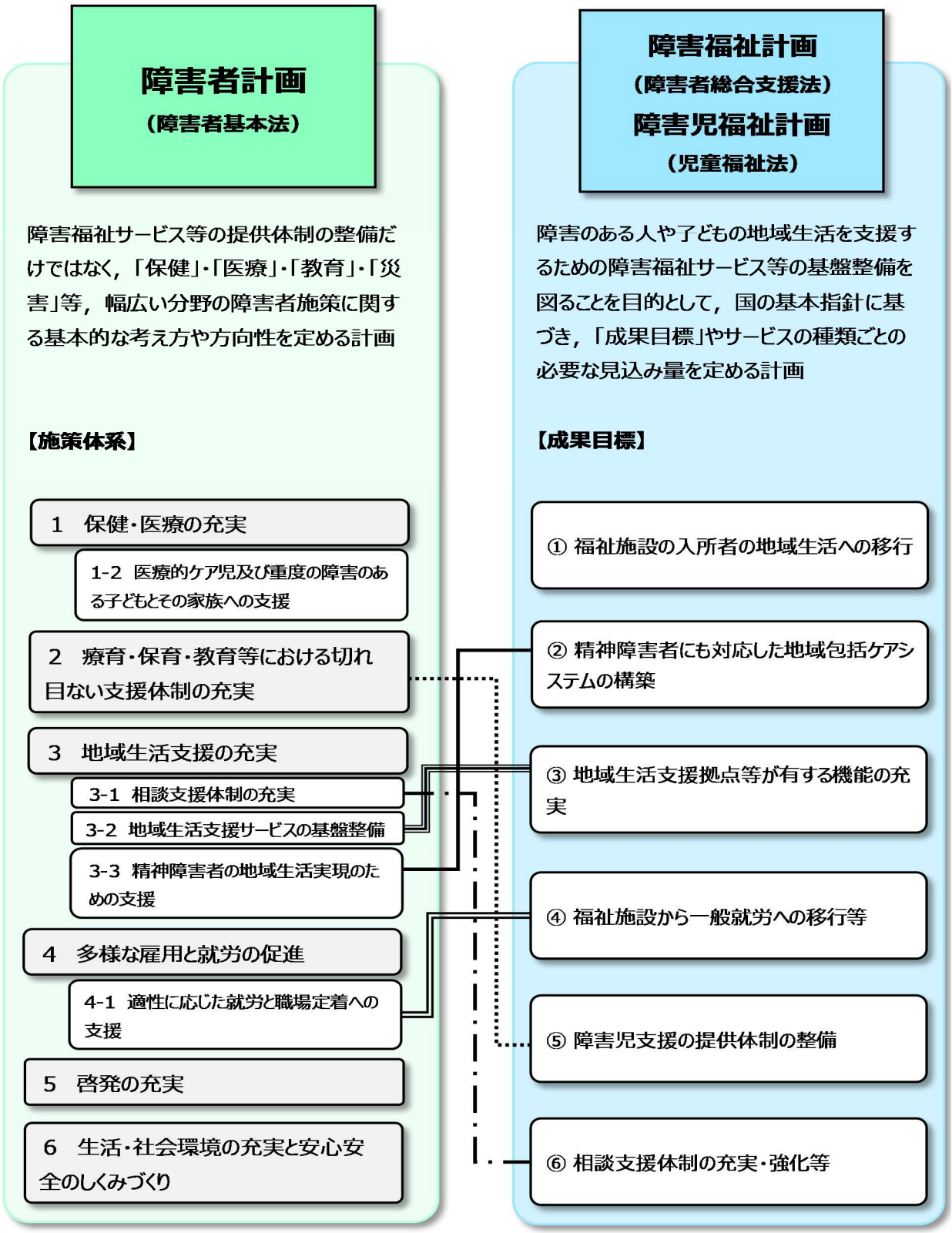

4 計画の期間

障害者計画，障害福祉計画，障害児福祉計画とも令和3年度から令和5年度までの3か年計画とします。

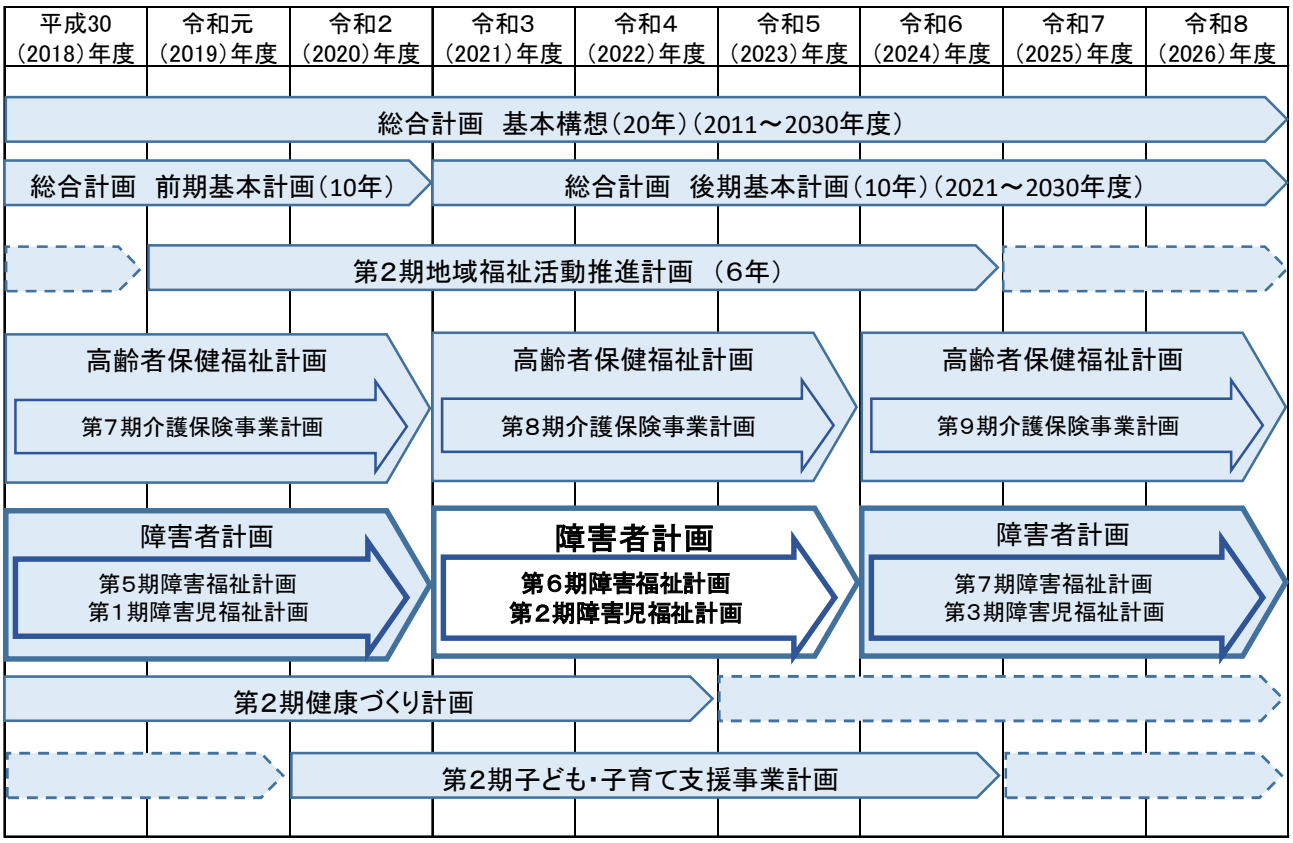

5 計画策定体制

計画策定の事務局体制として，関係各課職員で構成する合同事務局を健康福祉総務課に設置しました。

計画策定にあたり，本市の障害のある人や子どもの生活実態及びサービスニーズを把握するため，アンケートによるニーズ調査や意見交換会を各分野で実施しました。また，本市設置の自立支援協議会及び就労検討会，相談支援検討会等においても課題検討を実施しました。

なお，施設や特別支援学校※に対しては，高知県との役割分担の中で，高知県がニーズ調査を実施しました。

これらの意見や調査結果は，市民公募委員2名を含む，団体代表，医療・福祉関係者，学識経験者等合計 18 名の委員からなる高知市障害者計画等推進協議会に報告し，検討され，計画に反映しました。特に平成 28 年度からは，障害者計画等推進協議会公募委員として障害当事者公募委員枠を設定し，障害当事者の公募委員としての意見反映の機会を，より確固たるものとしました。

また，課題の認識や今後の具体的取組を全庁的なものとするために，健康福祉部，こども未来部，教育研究所だけでなく，関係部局も必要に応じて参加し，現行施策についての報告・課題の分析を行いました。

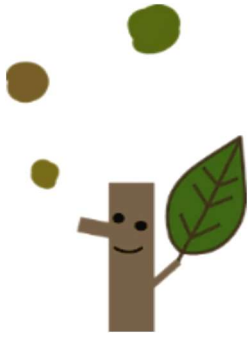

高知市障害者計画等策定体制

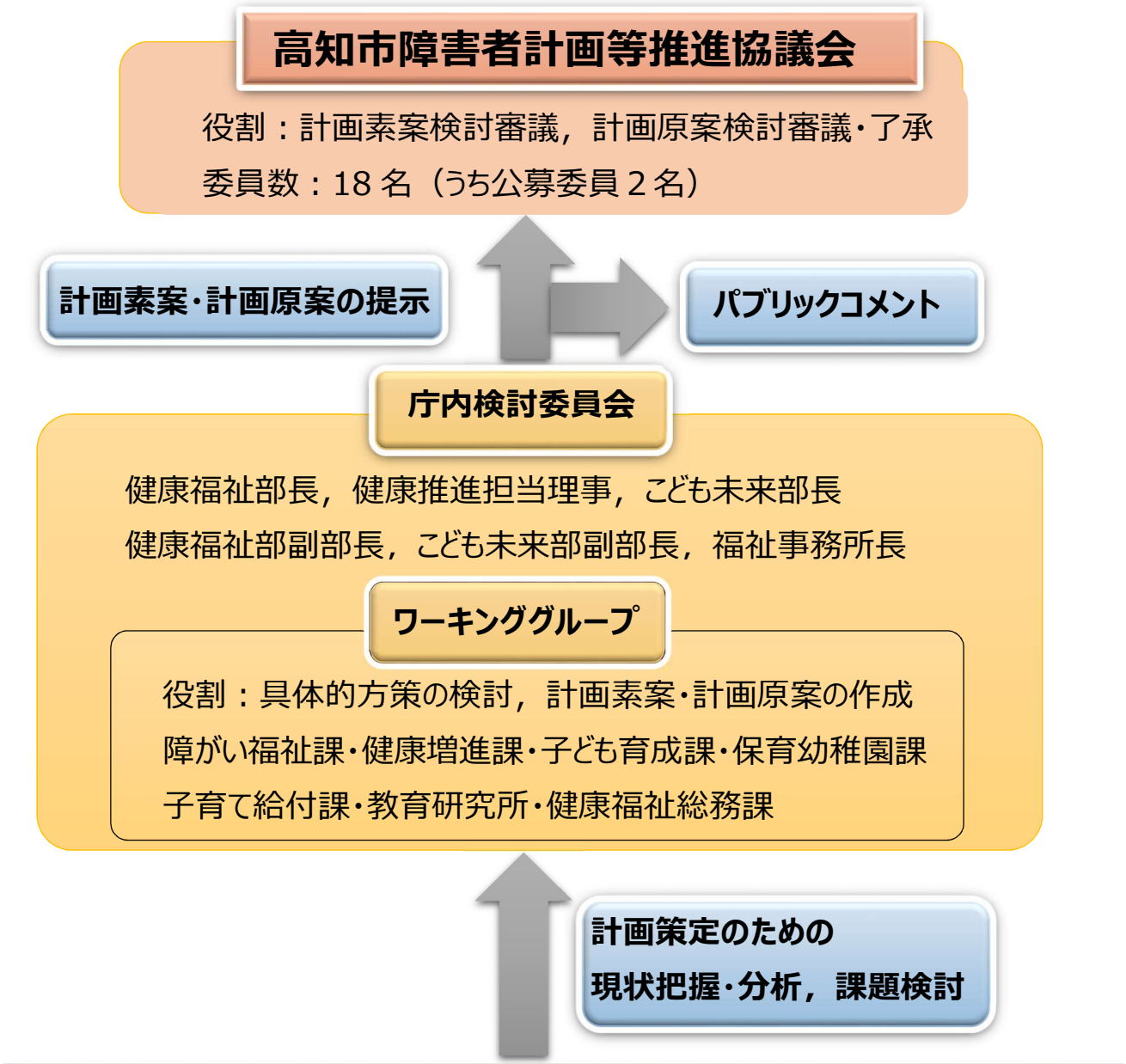

【ニーズ調査の実施】

①高知市障害のある人の支援に関する調査

②意見交換及びアンケート調査（障害児分野）

③書面による意見交換（精神分野）

【自立支援協議会】

役割：

①相談支援事業に関する協議

②地域生活支援拠点整備の協議

相談支援検討会　**就労検討会**

高知市精神障害者地域移行代表者会

高知市難病対策地域協議会

高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会

高知県アンケート調査

・施設等利用者　・難病患者

・特別支援学校在校生　・障害児通所支援利用者

第2章

第2章　高知市の障害のある人の現状と前計画の実施状況

1　障害者数等の状況

身体障害者手帳所持者数については減少傾向に，療育手帳※，精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加傾向にあります。

療育手帳所持者の増加率は近年鈍化傾向にありますが，精神障害者保健福祉手帳所持者については，依然として大きく伸びている状況にあります。

1－1　身体障害者

（1）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は，年度により増減はありますが，所持者数の内，65歳以上の占める割合は増加してきており（平成23年：69.2%⇒平成31年：75.9%），身体障害者手帳所持者の高齢化が進んできているといえます。

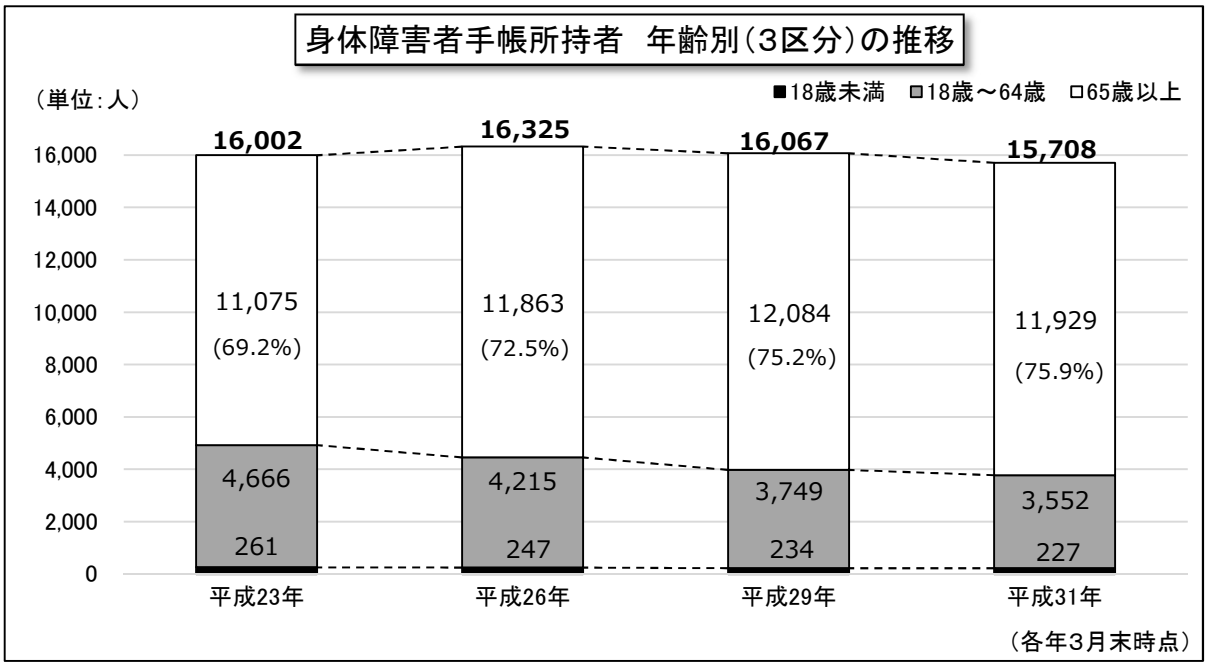

（注）平成31年4月から，手帳の再認定期日が過ぎているものについては計上しないこととしたため，平成31年3月までの数値を記載することとします。

（２）障害種別の推移

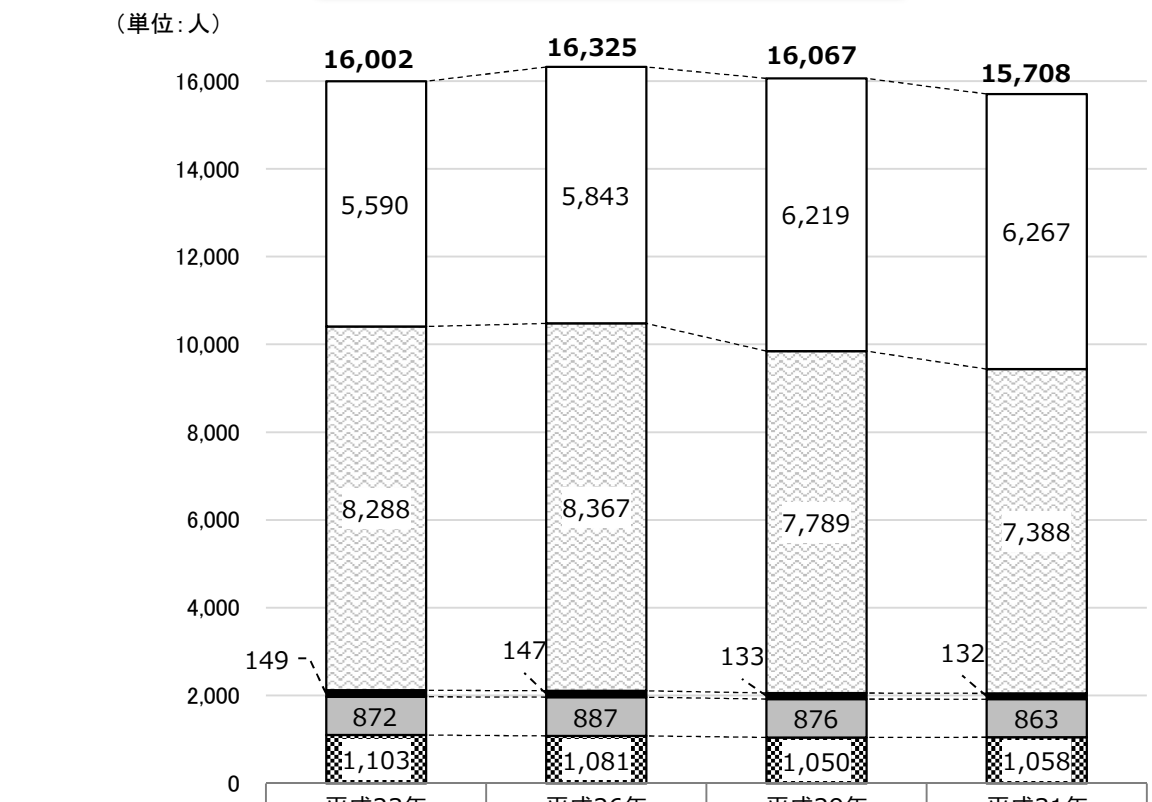

	平成23年	平成26年	平成29年	平成31年
□内部障害※	5,590	5,843	6,219	6,267
□肢体不自由	8,288	8,367	7,789	7,388
■音声言語機能障害	149	147	133	132
□聴覚・平衡機能障害※	872	887	876	863
▩視覚障害	1,103	1,081	1,050	1,058

（各年3月末時点）

（３）等級別の推移

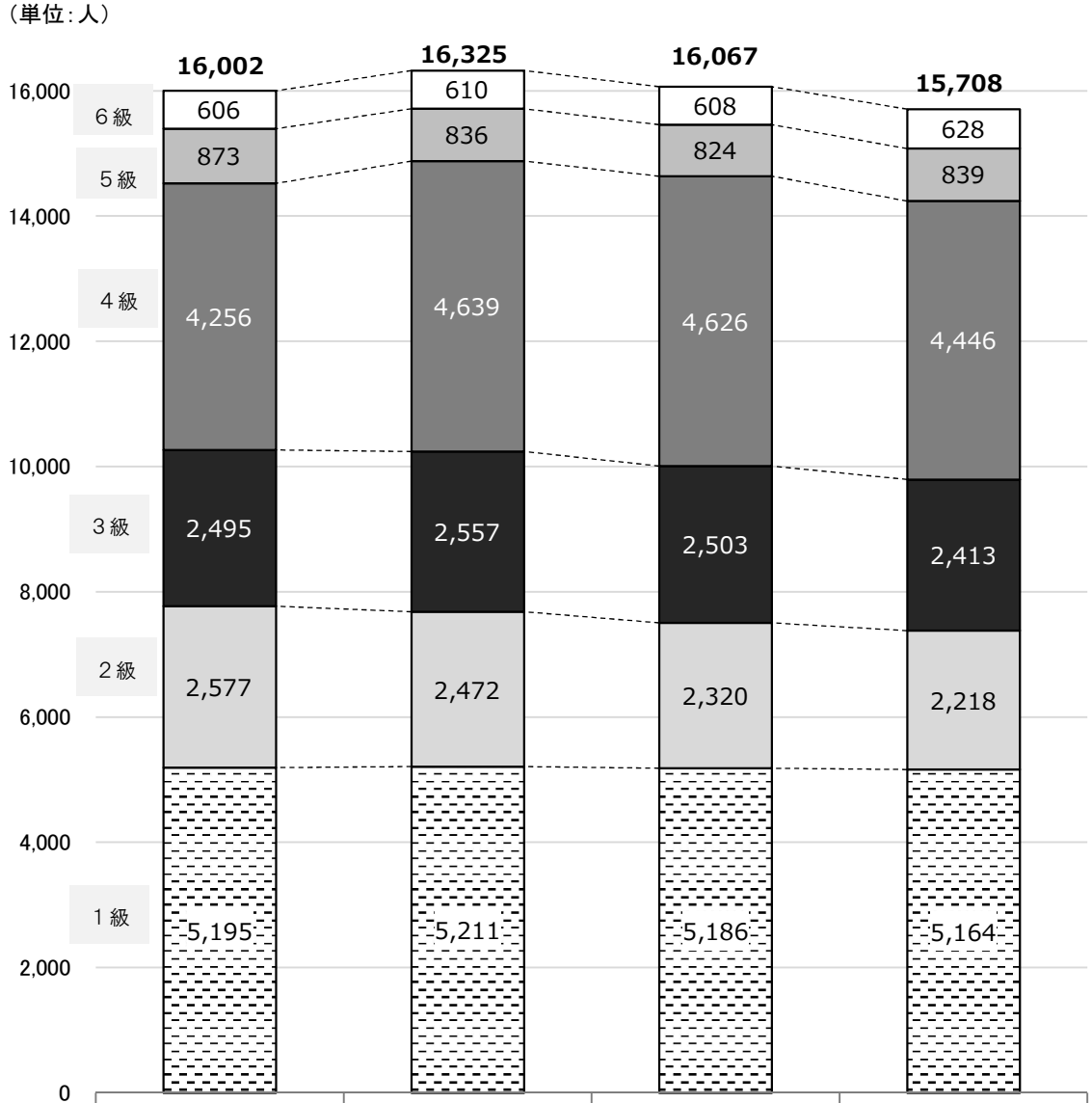

	平成23年	平成26年	平成29年	平成31年
□ ６級	606	610	608	628
□ ５級	873	836	824	839
■ ４級	4,256	4,639	4,626	4,446
■ ３級	2,495	2,557	2,503	2,413
□ ２級	2,577	2,472	2,320	2,218
□ １級	5,195	5,211	5,186	5,164

（各年3月末時点）

1－2 知的障害者

（1）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は，年々増加傾向にあります。

平成 23 から令和2年までの間に，障害程度別・年齢別では，中度・軽度については 18 歳未満が 34%増加，18 歳以上で 39%増加しています。また，最重度・重度については，18 歳未満が6%増加しており，18 歳以上では8%増加しています。

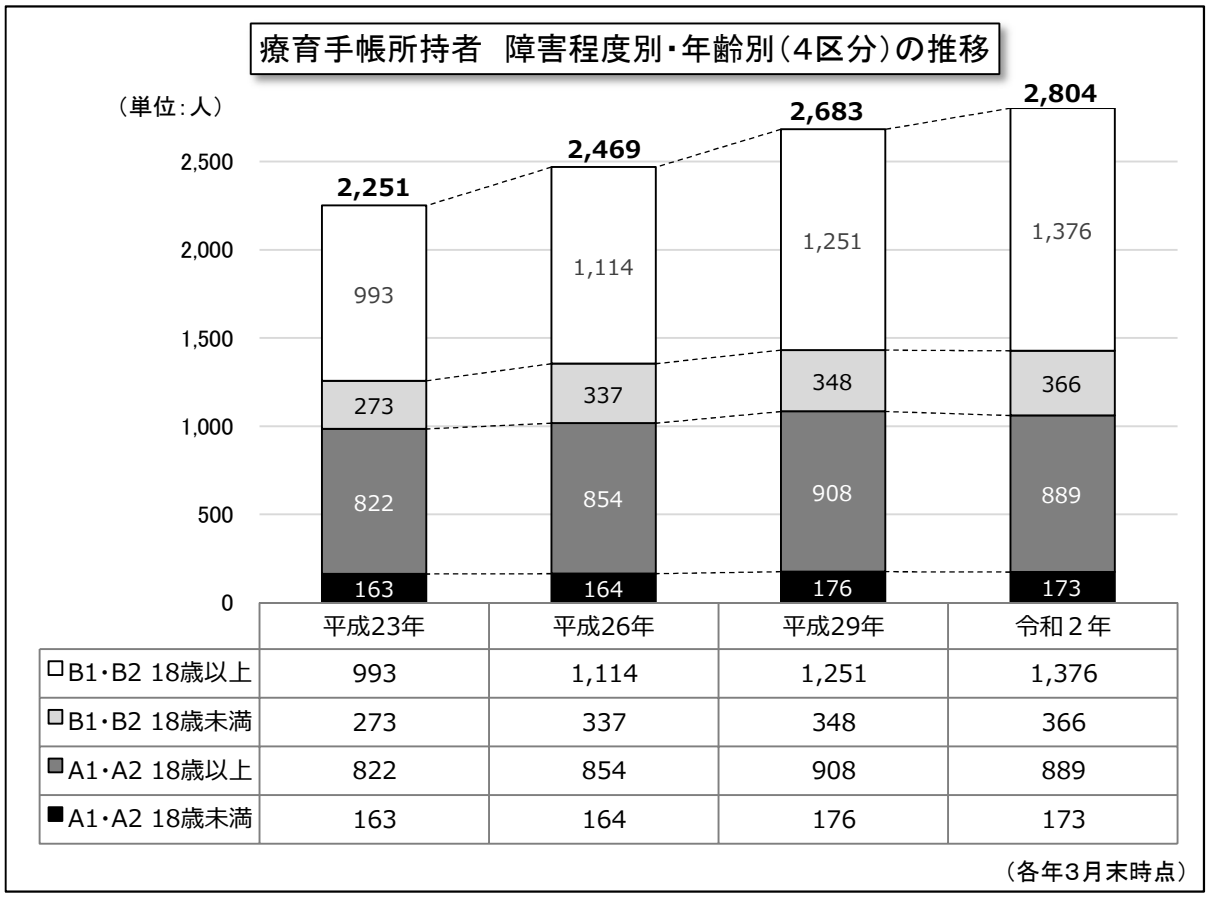

	平成23年	平成26年	平成29年	令和２年
□B1・B2 18歳以上	993	1,114	1,251	1,376
□B1・B2 18歳未満	273	337	348	366
■A1・A2 18歳以上	822	854	908	889
■A1・A2 18歳未満	163	164	176	173

（各年3月末時点）

（注）療育手帳の障害程度が A1 及び A2 を最重度・重度，B1 及び B2 を中度・軽度とした。

1－3 精神障害者

（1）精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数，自立支援医療（精神通院）受給者数とも増加しています。

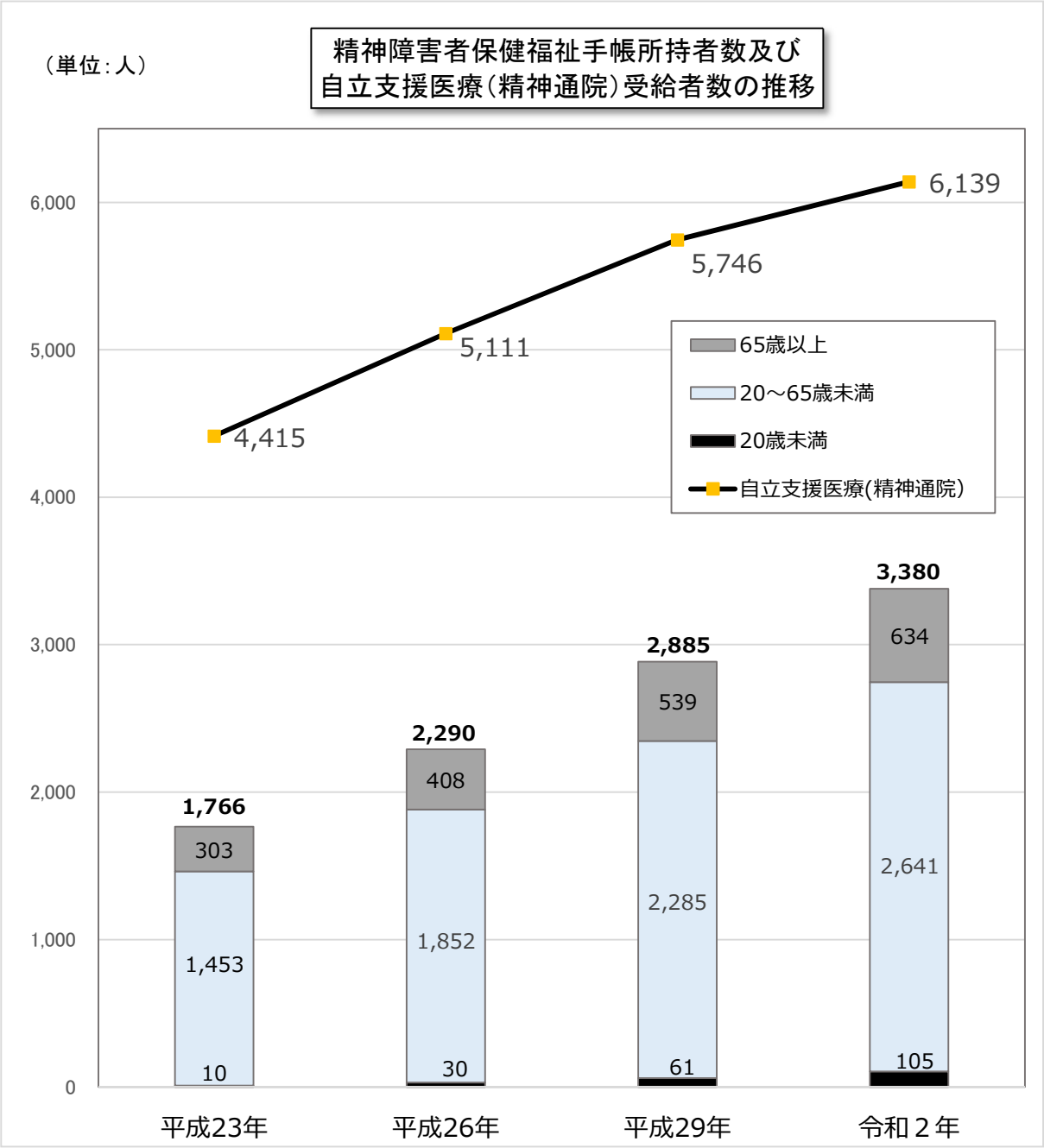

（各年3月末時点，高知県提供）

（2）自立支援医療（精神通院）受給者の疾病別状況

自立支援医療（精神通院）受給者の疾病状況をみると，躁うつ病圏が年々増加し最も多くなっており，次いで統合失調症圏※となっています。

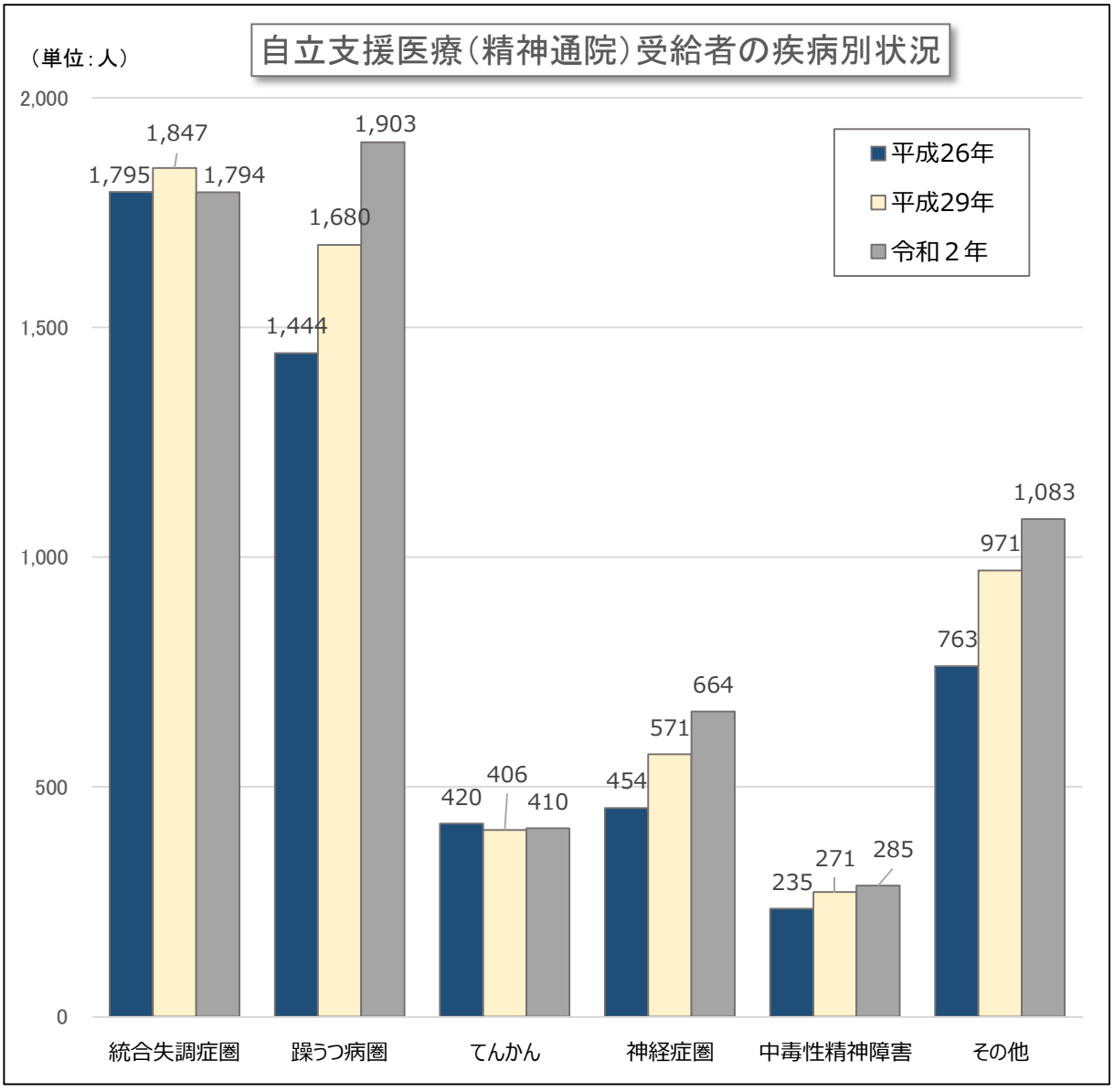

（各年3月末時点，高知県提供）

（3）精神科病床数と入院者数の推移

精神科病床数と入院者数の推移は，病床数・入院者数とも減少傾向にあります。

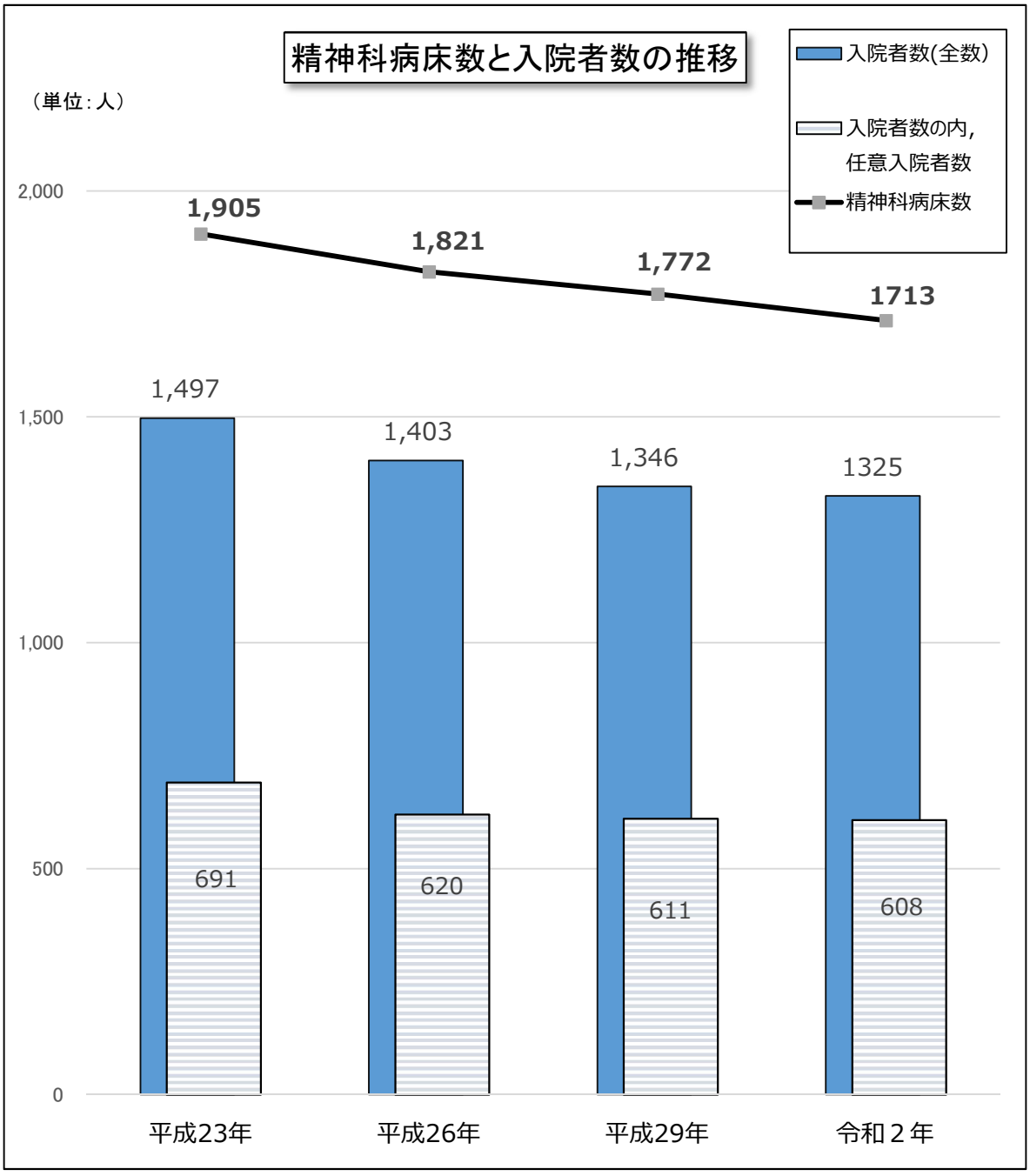

（各年３月末時点，高知県提供）

1－4　難病※

(1)特定医療費※(指定難病)受給者の疾患群の状況

特定医療費(指定難病)受給者の疾患群の状況をみると，神経・筋疾患が最も多く，次いで免疫系疾患，消化器系疾患となっています。

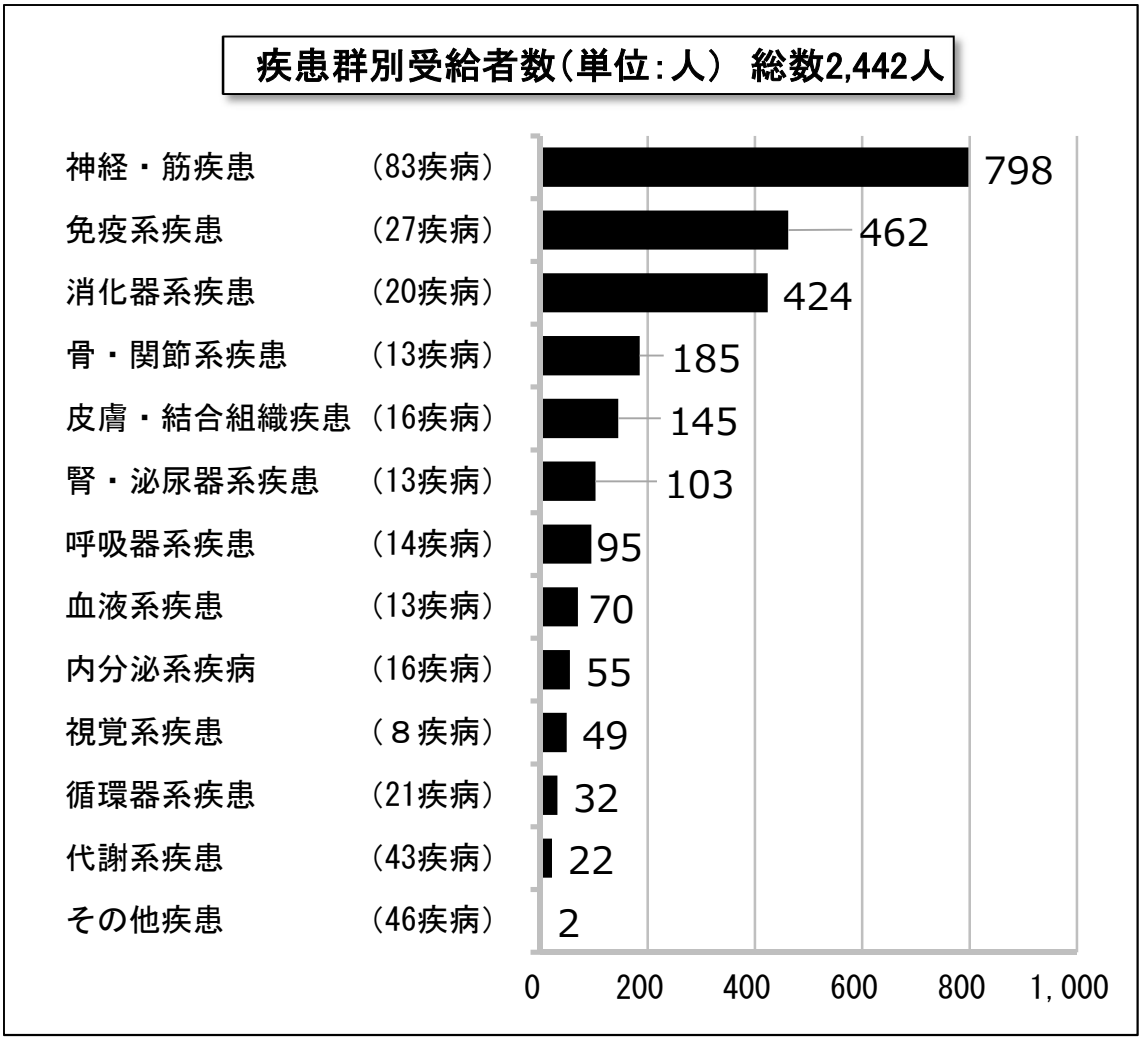

(令和2年3月末(333 疾病)，高知県提供)

2 前計画期間における重点施策の実施状況について

2－1 新たな相談支援体制の構築

○ 相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターは，平成 31 年4月，障がい福祉課に設置されました。
○ 基幹相談支援センターを中心に，障害者相談センター・指定相談支援事業所等と連携し，定期的に研修会や意見交換会を開催し，質の高いケアマネジメントが提供できる人材の育成に取り組みました。
○ 自立支援協議会相談支援検討会において「高知市の障害福祉サービス等の利用の手引き」を作成し，関係機関に配布するとともに，様々な機会を通じてサービスの周知を行いました。

2－2 生活支援サービスの充実

○ 障害福祉サービスの受給者数や指定事業所数は増加しています。一方，重度の障害のある人のサービスについては事業所数が横ばいとなっており，ニーズに応じたサービス提供体制について課題があります。
○ 地域生活支援拠点の整備について，自立支援協議会で協議を継続してきました。整備類型は「面的整備型」，相談支援体制を中心とした地域生活支援拠点を整備し，今後，その機能を充実させることとします。

2－3 適性に応じた就労と職場定着への支援

○ 就労検討会を定期開催し，就労支援事業所に対するアンケート調査及び報告会を開催し，就労支援事業所が抱える課題を把握することができました。
○ 相談支援検討会と意見交換会を開催し，人材育成のための仕組みづくりを検討し，適性にあった就労，就労が定着する体制づくりに向けて連携が深ま

りました。

○ 障害者雇用の拡大に取り組んでいる企業との勉強会，意見交換会を開催し，企業等関係機関との連携に取り組みました。

○ 平成 30 年度から新たに設けられた就労定着支援※は5事業所を指定し，職場定着に向け，就労後の新たな課題に対応できる体制が整備されました。

○「高知市農福連携研究会」が発足し，就労支援事業所に対し，農作業等の体験会を広報し，連携体制の構築がスタートしました。

2－4 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実

○ 就学前の支援としては，特別支援保育の充実を図るために，保育所等における特別支援加配保育士の配置や特別支援巡回相談を行うとともに，子ども発達支援センターによる子どもへのかかわり方や環境調整の助言等を行っています。

○ 就学に向けては，就学相談を受けた児童について，保育所等から小学校等への「個別移行支援計画」による引継ぎを行っています。

○ 特別支援教育の充実に向けた取組として，特別支援教育相談員として臨床発達心理士等を配置したり，特別支援教育支援員※を市立学校に配置しています。特別支援学級サポート事業や新任特別支援学級担任研修会により，特別支援教育の経験が浅い教員に対する支援を行っています。

○ 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の増加により，放課後・長期休暇等の居場所についての選択の幅が広がってきています。

○ 障害児通所支援事業所の指定権限が，令和元年度に中核市に移譲され，事業所との連絡の機会が増えたことにより，円滑な連携が可能となりました。そうした背景から，児童発達支援管理責任者による連絡会が発足し，支援内容の充実や関係機関との連携強化へ向けた取組を始めました。

○ 基幹相談支援センターでは，特別支援学校における個別支援会議や進路相談会に参加し，在学中から卒業後の生活を見据えた支援を行っています。

○ 令和２年度に実施したニーズ調査では，支援に関する情報や方針の共有，サポートファイルの活用等，関係機関の連携に課題があることが分かりました。また，保護者への情報の周知や，子どもの育ちについて保護者と支援者で共通認識を持ちにくいことが分かりました。

3 取り組むべき主な課題

○ 一人の子どもを支援する機関が複数に渡ることが多いなか，一人ひとりの発達に応じた切れ目ない支援を行うためには，保育所等，学校，通所支援事業所等の関係機関の連携の強化が必要です。また，保護者への支援として，情報提供や支援のタイミング，子どもの個々の育ちの伝え方等について，より効果的な取組が必要です。

○ 多様なニーズに対応するためには，専門性をもった人材を育成するとともに，基幹相談支援センターを中心とした，障害者相談センター・指定相談支援事業所及び各事業所，専門機関との連携の強化が必要です。

○ 障害のある人の地域生活を支えるサービスの充実に向け，不足するサービスの拡充に取り組むとともに，質の向上と連携体制の基盤を整備していく必要があります。そのために自立支援協議会等で地域生活支援拠点の協議を深め，施策を推進します。

○ 障害のある人の働く場を確保する，また職場定着できるように支援するためには，障害のある人への理解促進や関係機関と連携のとれた支援が重要です。今後も，就労を希望する障害のある人が就労できる環境づくりを目指し，引き続き支援の体制づくりを進めます。

第3章

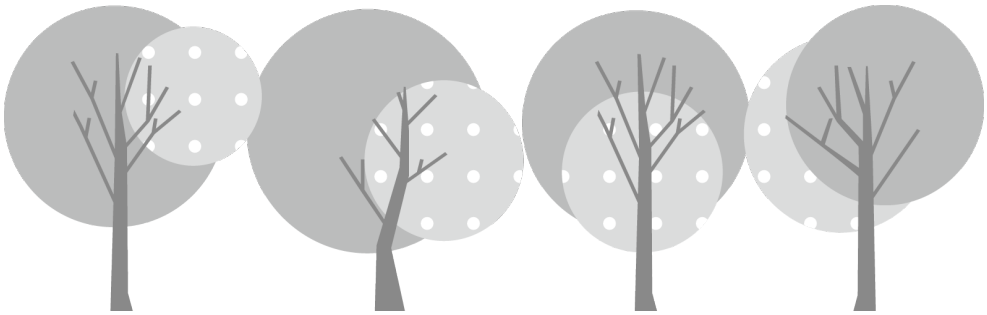

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

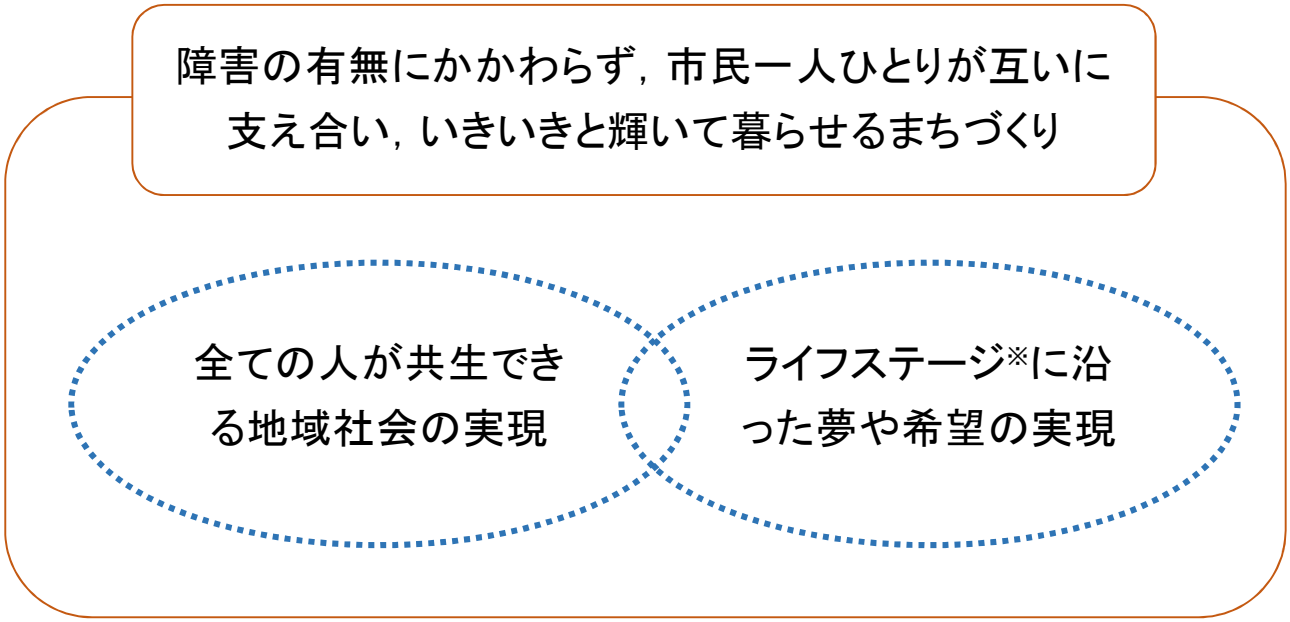

障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくりのために，お互いに理解し，人格と個性を尊重し合いながら，住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

その社会の中で，障害のある人が自己の能力を最大限に発揮し，夢や希望を実現するための支援体制の構築を目指します。

2 基本方針

● 全ての人が共生できる地域社会の実現のために

共生社会の実現のためには，障害のある人が生活や活動について自分で選び，決定することができ，地域の一員として包容（インクルージョン※）される社会づくりが重要です。

そのために，自立した生活をめざした支援やサービスの充実を図っていくとともに，社会にある障害を理由とした差別や偏見をなくし，ソフト，ハードの両面にわたるバリアフリー※を推進します。

● ライフステージに沿った夢や希望の実現のために

障害のある人が夢や希望を実現していくためには，その人の可能性や能力を高めることが重要です。

そのためには，その人のライフステージに沿った切れ目ない支援体制や障害の特性や状態，個々のニーズに応じた支援体制の構築とともに，家族への支援も必要です。これらについて，保健・医療・福祉の連携や市民と行政の協働によって充実を図ります。

3 計画の推進のために

「障害の有無にかかわらず，市民一人ひとりが互いに支え合い，いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を実現するためには，市民，地域，企業，医療・福祉関係機関，障害者団体，NPO※及び行政がそれぞれの立場で互いに協力し合うことが必要です。そのためには，以下のような役割が求められます。

◎高知市の役割
- 国や高知県との連携
- サービス基盤の整備
- バリアフリーの推進
- 市民・企業・関係機関への支援，協働
- 人材の育成
- 実態・ニーズの把握
- 地域の資源の把握とネットワーク化

◎市民の役割
- お互いの人格や個性の尊重，支え合い
- 計画推進のための主体的な取組への参加

◎障害のある市民の役割
- 障害者計画推進の主役としてのかかわり
- 障害ごとの特性や障害があっても，工夫によりいきがいを持ち，生活できること等についての情報発信による啓発
- 主体的な生活を送るための自己選択・自己決定

◎地域の役割
- 住民同士の見守りや声かけといった支え合い活動
- 民生委員や町内会，各種組織やサークル等の活動

◎企業の役割
- 障害のある人の雇用に向けての取組
- 障害のある人が働きやすい環境の整備
- 障害のある人が利用しやすい環境の整備

◎関係機関の役割　・専門的なサービスの担い手

（指定事業所 医療機関　等）

・情報提供・相談支援

・人材の育成

・地域の資源の把握とネットワーク化

◎障害者団体の役割　・意見の集約

・障害当事者の活動の支援

・バリアフリーの普及啓発

◎ＮＰＯ・ボランティア団体の役割

・障害のある人のニーズと必要な情報や人とをつなぐ，自発的な社会貢献活動
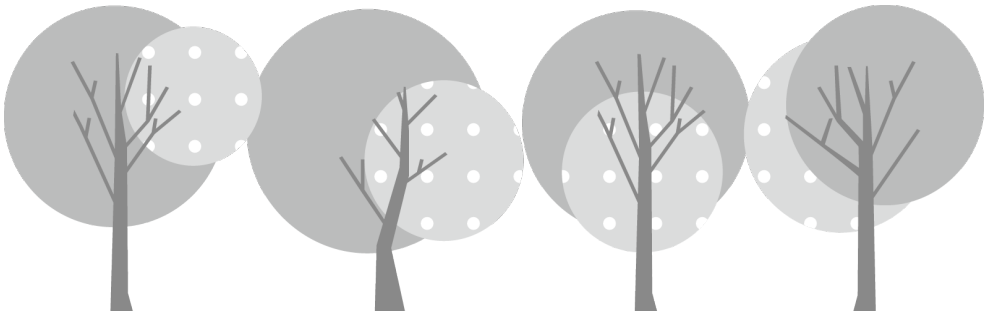
・市民・行政・企業等の地域の横の連携